

## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人熊本大学の役員員の報酬・給与等について

#### 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、「役員給与規則」において学長にあっては国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、また、学長以外の常勤役員にあっては、同委員会における業績評価及び個々の役員の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して賞与（期末特別給）を10%の範囲内で増減できることとしている。なお、平成19年度においては、役員賞与の増減は行っていない。

#### 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・本学の職員から引き続き役員になった場合において、引き続き特別都市手当の支給要件に該当する場合は、当該手当を支給する旨規定した。  
・国家公務員の基準に合わせて、特別都市手当の支給地域の支給割合の改訂を行うとともに、遠方からの人材を確保しやすくするため、広域異動手当を新設した。

理事

法人の長と同じ。

理事(非常勤)

平成19年度においては、非常勤の理事及び監事にかかる役員報酬基準の改定は行っていない。

監事

法人の長と同じ。

監事(非常勤)

理事(非常勤)と同じ。

#### 2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,251	千円 13,704	千円 5,547	千円 0 ( )			
A理事	千円 13,458	千円 8,736	千円 3,653	千円 24 ( 通勤手当 ) 696 ( 単身赴任手当 ) 349 ( 広域異動手当 )		3月31日	
B理事	千円 14,445	千円 10,116	千円 4,094	千円 135 ( 通勤手当 ) 100 ( 報奨金 )			
C理事	千円 14,260	千円 10,116	千円 4,094	千円 49 ( 通勤手当 )			
D理事	千円 14,234	千円 10,116	千円 4,094	千円 24 ( 通勤手当 )			
E理事	千円 14,260	千円 10,116	千円 4,094	千円 49 ( 通勤手当 )			
理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0 ( )			
監事	千円 12,992	千円 8,736	千円 3,536	千円 24 ( 通勤手当 ) 696 ( 単身赴任手当 )			
監事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 ( )			

注1 「報奨金」とは、研究活動において多額の外部資金を獲得し、又は受け入れた者に対して行われる特別表彰に併せて支給されるものである。

注2 「前職」欄の「 」は、役員出向者（独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ引き続き独立行政法人等役員として在職する者）であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

## 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### 人件費管理の基本方針

平成16年度に策定した中長期的な人事管理計画の基本方針を踏まえ、各年度ごとの実施計画に基づく効率的な職員配置を行い適切な人員管理を行うとともに、人件費の所要額を見通した財政計画を策定することにより人件費削減を図る。

#### 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準については、独立行政法人通則法の準用により「社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定めなければならない」とされ、また、閣議決定(18.10.17)においても「役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適性な給与水準とするよう要請する」とされていることから、人事院勧告は職員の給与水準を決定するうえで最も有力な参考材料と考えている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績の判定については、職員個々の能力及び勤務成績等が適切に給与に反映するよう努めることとし、勤務成績の判定要素及び勤務成績不良者の判断基準を明確に示すことで公正、かつ、透明性の高い人事評価システムを構築することとしている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与:昇給	平成18年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行ったことにより、平成19年度においては、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの勤務成績に応じて、0～7号給(55歳以上の者は0～3号給)の範囲内で昇給させることができるものとした。
給与:昇格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができることとしている。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6か月以内の期間における人事評価の結果、勤務成績等を踏まえ、これらの勤務成績に応じた支給割合(成績率)を適切に反映させることとしている。

#### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

##### 1. 平成19年4月1日からの改正点

国家公務員の基準に合わせて、特別都市手当の支給地域の支給割合の改訂を行うとともに、国立大学の法人化後、国の支給地域から外れた地域から人事交流等により採用した職員については、従前の在勤地で特別都市手当に相当する手当を受給していた場合についての異動保障規定を追加した。

広域異動手当を新設し、遠方からの人材を確保しやすくした。

管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、管理職手当を定率制から定額制に改めた。

扶養手当の額について、3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げ6,000円とした。

国家公務員の基準に合わせて、平成18年度から特定職員(一般職(一)7級以上、教育職(一)5級以上、教育職(二)4級以上、教育職(三)4級以上、医療職(一)7級以上、医療職(二)6級以上)については新しい昇給制度を適用していたが、平成19年度の国家公務員の基準の変更に合わせて、新しい昇給制度の適用者を全職員に拡大した。

##### 2. 平成19年12月1日からの改正点

扶養手当の額について、国家公務員と同等に子等の支給月額を500円引き上げ6,500円とした。

管理職手当の支給を受ける職員についても、入試手当(出題委員、採点委員に限る。)を支給できるようにした。

勤勉手当支給月数について国家公務員と同様の引き上げを行った。

基本給について、国家公務員の俸給表と同様の引き上げを行った。ただし、教育職基本給表については、(社)国立大学協会から提供された参考資料(「俸給の調整額の調整基本額表及び昇格時俸対照表の一部改正について」)、(財)日本人事行政研究所、平成19年10月)をもとに行なった。

##### 3. 平成20年1月10日からの改正点

基本給の調整額の調整基本額表について、国家公務員と同様の改正を行った。ただし、教育職については、(社)国立大学協会から提供された参考資料(「俸給の調整額の調整基本額表及び昇格時俸対照表の一部改正について」)、(財)日本人事行政研究所、平成19年12月5日)をもとに行なった。

国家公務員と同様に特別都市手当の一部地域の支給割合について、今後の改正予定分を繰り上げて平成19年度分として0.5%の引き上げを追加する改正を行った。

## 2 職員給与の支給状況

### 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1822	43.5	6,800	4,886	54	1,914
事務・技術	412	42.1	5,523	4,014	74	1,509
教育職種 (大学教員)	826	48.6	8,690	6,189	49	2,501
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	409	35.6	4,734	3,444	40	1,290
技能・労務職種	17	48.2	5,297	3,850	91	1,447
教育職種 (附属高校教員)	20	42.5	7,218	5,275	67	1,943
教育職種 (附属義務教育学校教員)	37	42.3	6,900	5,035	50	1,865
医療職種 (病院医療技術職員)	94	38.1	4,996	3,632	63	1,364
その他医療職種 (医療技術職員)	5	50.1	5,831	4,247	66	1,584
その他医療職種 (看護師)	2					

任期付職員	9	43.6	5,815	5,815	79	0
教育職種 (大学教員)	3	58.2	7,246	7,246	46	0
診療助手	6	36.3	5,100	5,100	96	0

再任用職員	3	61.8	3,051	2,555	60	496
事務・技術	2					
医療職種 (病院看護師)	1					

非常勤職員	66	48.8	4,297	3,175	72	1,122
事務・技術	32	47	3,566	2,643	85	923
教育職種 (大学教員)	14	40.4	6,265	4,609	42	1,656
技能・労務職種	20	57.4	4,090	3,023	74	1,067

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員は該当者がいないため、表の作成を省略した。

注3:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」及び「再任用職員」については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属養護学校教員をいう。

注5:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属中学校教員及び附属幼稚園教員をいう。

注6:常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外に勤務する臨床検査技師をいう。

注7:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師をいう。

注8:任期付職員については、「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。

注9:任期付職員の「診療助手」とは、病院において医員及び医員(研修医)の指導、臨床教育の補助並びに診療に従事し、必要に応じ、診療に関する研究に従事する職員をいう。

注10:再任用職員については、「教育職種(大学教育)」及び「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。

注11:非常勤職員については、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。

注12:非常勤職員の「技能・労務職種」とは、用務員、看護助手、教務助手、薬剤助手、電話交換手及び自動車運転手をいう。

〔年俸制適用者〕

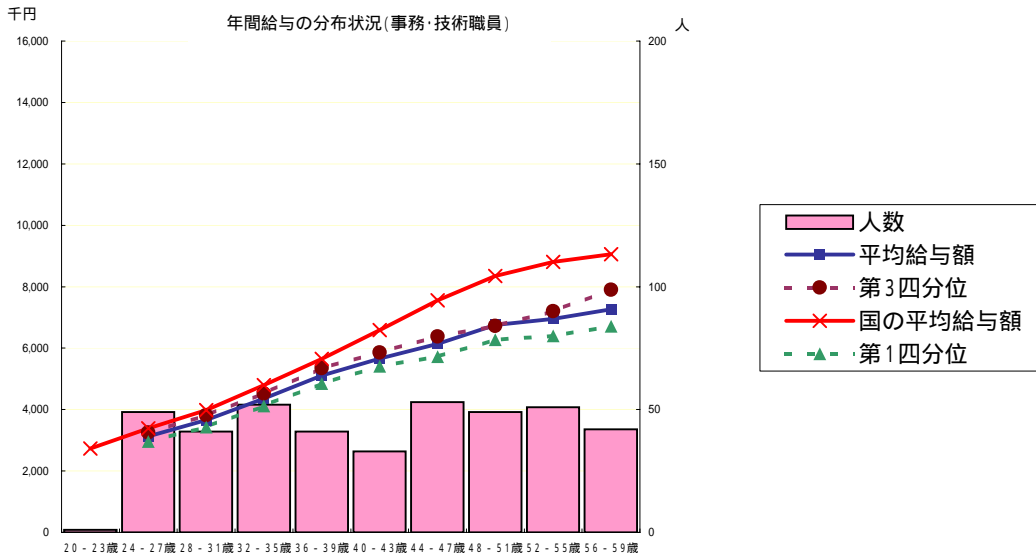
	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員(年俸制)	9	43.6	5,815	5,815	79	0
教育職種 (大学教員)	3	58.2	7,246	7,246	46	0
診療助手	6	36.3	5,100	5,100	96	0

注1:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員は該当者がいないため表の作成を省略した。

注2:任期付職員(年俸制)については、「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

事務・技術職員



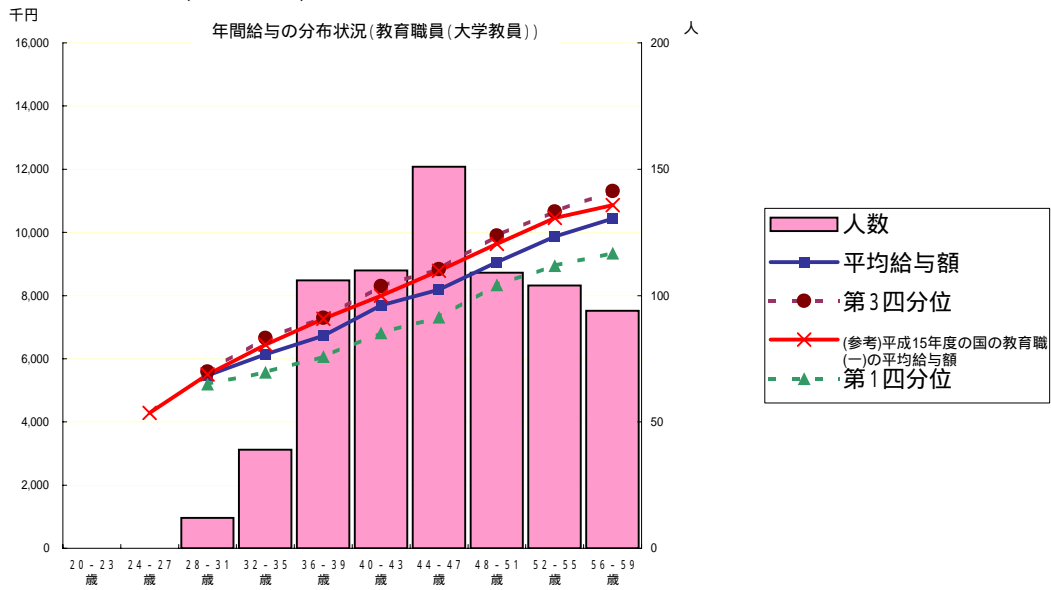
注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

注： 20 - 23歳の年齢階層については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額、第1四分位及び第3分位の折れ線グラフの表示を省略している。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	7	53.8	8,930	9,888	10,955		
課長	24	53.5	7,215	8,069	8,408		
副課長	44	53.0	6,458	6,842	7,152		
係長	158	46.5	5,590	5,974	6,500		
主任	72	41.0	4,394	5,037	5,594		
係員	107	28.7	3,146	3,500	3,804		

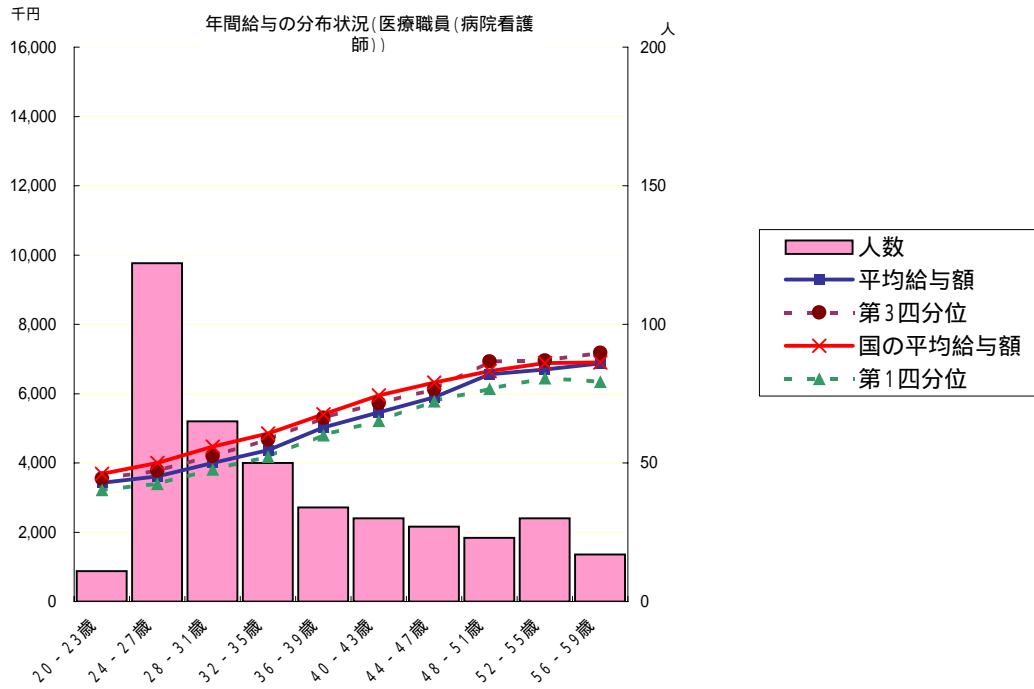
## 教育職員(大学教員)



### (教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	323	54.8	9,674	11,104	10,442	9,674	11,104
准教授	251	46.6	7,834	8,771	8,235	7,834	8,771
講師	71	46.6	7,265	8,336	7,753	7,265	8,336
助教	181	40.8	5,947	6,733	6,337	5,947	6,733

医療職員(病院看護師)



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	54.2	-	-	7,559	-	-
看護師長	28	52.2	6,677	6,677	6,872	7,174	7,174
副看護師長	74	45.1	5,404	5,404	5,890	6,451	6,451
看護師	303	31.5	3,602	3,602	4,160	4,527	4,527

注：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は、表示していない。

注：副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については、表示していない。



職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		事務局長	事務局長 部長	部長	課長	課長 副課長 技術専門員
人員(割合)	412人	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%	5人 ( 1.2%)	11人 ( 2.7%)	26人 ( 6.3%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	57～48歳	59～47歳	59～39歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	8,759～6,683千円	6,764～6,114千円	6,791～4,474千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	11,973～9,313千円	9,294～8,281千円	9,101～6,387千円

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		副課長 係長 技術専門員	係長 主任 技術専門職員	主任 係員 技術職員	係員 技術職員
人員(割合)		57人 ( 13.8%)	191人 ( 46.4%)	56人 ( 13.6%)	66人 ( 16%)
年齢(最高～最低)		59～45歳	59～34歳	39～28歳	37～20歳
所定内給与年額(最高～最低)		5,893～4,298千円	5,056～2,951千円	3,619～2,407千円	2,822～1,887千円
年間給与額(最高～最低)		8,008～6,024千円	6,865～4,048千円	4,902～3,312千円	3,747～2,501千円

教育職員(大学教員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師 准教授	助教 助手	教務職員
人員(割合)	826人	323人 ( 39.1%)	249人 ( 30.1%)	73人 ( 8.8%)	181人 ( 21.9%)	該当者なし ( )%
年齢(最高～最低)		64～40歳	63～32歳	64～31歳	64～29歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		9,822～5,153千円	7,778～4,133千円	6,652～3,717千円	5,505～3,556千円	千円
年間給与額(最高～最低)		13,909～7,433千円	10,328～5,738千円	9,225～5,200千円	7,318～4,899千円	千円

医療職員(病院看護師)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長 副看護部長	副看護師長 看護師長
人員 (割合)	409人	該当者なし ( )%	1人 ( 0.2% )	2人 ( 0.5% )	28人 ( 6.8% )	75人 ( 18.3% )
年齢(最高 ~最低)		い	い	い	59~41	58~29
所定内給 与年額(最 高~最低)		い	い	い	5,347~4,162 千円	5,086~3,122 千円
年間給与 額(最高~ 最低)		い	い	い	7,631~6,010 千円	7,053~4,204 千円

区分	計	2級	1級
標準的な職位		看護師 助産師	准看護師
人員 (割合)	303人	303人 ( 74.1% )	該当者なし ( )%
年齢(最高 ~最低)		57~23	い
所定内給 与年額(最 高~最低)		4,755~2,288 千円	い 千円
年間給与 額(最高~ 最低)		6,622~3,129 千円	い 千円

注：6級及び5級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 64.2	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 35.8	% 35.8
	最高～最低	% 43.1～31.9	% 42.6～30.3	% 42.4～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 66.9	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.2	% 33.1	% 33.6
	最高～最低	% 40.7～30.7	% 38.5～28.6	% 39.5～29.6

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 61.9	% 62.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.5	% 38.1	% 37.8
	最高～最低	% 45.7～32.5	% 52.4～30.8	% 49.4～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 66.6	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.2	% 33.4	% 33.8
	最高～最低	% 48.8～30.0	% 51.7～27.5	% 46.8～30.2

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.6	% 60.1	% 59.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.4	% 39.9	% 40.1
	最高～最低	% 43.1～36.7	% 43.5～38.5	% 43.4～37.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 65.6	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.3	% 34.4	% 34.8
	最高～最低	% 40.7～31.7	% 39.1～29.9	% 39.5～30.8

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

対国家公務員(行政職(一))

84.1

対国家公務員(医療職(三))

92.7

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

96.8

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.6

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.1	
	参考	地域勘案 90.0 学歴勘案 82.7 地域・学歴勘案 89.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.1% (国からの財政支出額 19,160百万円、支出予算の総額 45,473百万円:平成19年度予算)	
	【検証結果】 本学においては、基本的に国家公務員の給与水準を参考としており、対国家公務員指数も、84.1である。さらに、地域及び人員の学歴構成についても、対国家公務員指数を10ポイント以上も下回っていることから、本学の給与水準は適切であると考えられる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
	【検証結果】	
講ずる措置	引き続き国家公務員の給与水準を参考としていく。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.7	
	参考	地域勘案 90.2 学歴勘案 92.1 地域・学歴勘案 89.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.1% (国からの財政支出額 19,160百万円、支出予算の総額 45,473百万円:平成19年度予算)	
	【検証結果】 本学においては、基本的に国家公務員の給与水準を参考としており、対国家公務員指数も、92.7である。さらに、地域及び人員の学歴構成についても、対国家公務員指数を約8ポイントも下回っていることから、本学の給与水準は適切であると考えられる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
	【検証結果】	
講ずる措置	引き続き国家公務員の給与水準を参考としていく。	

## 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	14,964,245	15,046,519	82,274 ( 0.5 )	343,732 ( 2.2 )
退職手当支給額 (B)	1,937,305	2,094,614	157,309 ( 7.5 )	263,447 ( 15.7 )
非常勤役員等給与 (C)	3,852,525	3,216,092	636,433 ( 19.8 )	1,175,501 ( 43.9 )
福利厚生費 (D)	2,209,131	2,235,183	26,052 ( 1.2 )	41,718 ( 1.9 )
最広義人件費 (A + B + C + D)	22,963,208	22,592,408	370,800 ( 1.6 )	1,136,936 ( 5.2 )

注：「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給額」については、平成18年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行ったことにより、平成19年度においては、対前年度比 0.5%( 82,274千円)の削減となった。

「最広義人件費」については、対前年度比1.6%(370,800千円)の増加となった。

その内訳として、

「退職手当支給額」については、定年退職を含む退職者が前年度に比べると 5.3%( 8名)減であったが、相対的に在職年数の短い退職者が多かったため、対前年度比 7.5%( 157,309千円)の削減となった。

「非常勤役員等給与」については、看護師・医療技術職員の増員、業務委託の増加に伴う派遣職員の増員並びに賞与引当金の繰入により対前年度比19.8%(636,433千円)の増加となった。

「福利厚生費」については、給与、報酬等支給総額の削減に伴い、対前年度比 1.2%( 26,052千円)の削減となった。

今後の総人件費改革の取組としては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額(15,893,367千円)について、平成21年度までに概ね4%の削減を図ることとしている。

上記方針の取組状況について、平成18年度においては、給与報酬支給総額は、15,046,519千円であったことから、基準年度から平成18年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、5.3%となった。

また、平成19年度においては、給与報酬支給総額は、14,964,245千円であったことから、基準年度から平成19年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、5.8%となった。

### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	15,893,367	15,046,519	14,964,245
人件費削減率 (%)		5.3	5.8
人件費削減率(補正值) (%)		5.3	6.5

注：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ 0%、0.7%である。

注：基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### 法人が必要と認める事項

特になし。